

平成 27 年 4 月 10 日

神奈川県教育委員会
委員長 具志堅 幸司 様

神奈川県いじめ防止対策調査会
会長 柳生 和男

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る教育委員会の取組について（中間報告）

1 はじめに

神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「本会」という。）は、平成 26 年 7 月 10 日に、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る教育委員会の取組について調査審議することを、教育委員会から諮問されました。

これを受け、同年 7 月 14 日に開催した第 1 回会議では「学校と地域及び家庭との連携のあり方」を、同年 11 月 12 日に開催した第 2 回会議及び平成 27 年 1 月 9 日に開催した第 3 回会議では「ネットいじめについて」を検討してきました。

いずれのテーマについても更なる検討が必要であります。本会委員の任期は 2 年であるため、この度、本会の初年度における検討状況をとりまとめましたので、中間報告書として提出することとします。

2 学校と地域及び家庭との連携のあり方について

いじめは、社会的な正義に反する人権への重大な侵害であるので、教育委員会は、いじめの防止に一番のエネルギーを割くことが必要です。いじめは未然に防止することが最も大切であり、学校はこの問題に最優先で取り組む強い決意をもって、家庭や地域社会と共に、いじめの根絶に向けて本気で取り組むことが必要となります。

教育委員会と学校が、地域及び家庭との連携を考える際に、まず、地域に期待したいことは、地域による家庭の支援です。

学校や家庭はもとより地域においても、子どもが小さいうちから、子どもの居場所を様々に確保することは、いじめに限らず不登校等の問題の解決にもつながっていくものです。

また、市町村立の小学校・中学校が、家庭や地域としっかりと連携を図り、いじめに関する状況等を家庭や地域へ伝えていくことは、県立学校が市町村立の小学校・中学校やその周辺地域と連携を図る際にも有益になることは間違いありません。

家庭との連携においては、昨今は、経済状況等の事情から保護者にも非常に余裕がないケースが見受けられます。また、保護者は大人なのだから話をすれば分かるという前提で話をしても、認識の違いから行き違いが生じることもあるので、いじめられた子どもへのアプローチはもとより、いじめをしてしまう子や、その保護者に対しても、組織的・体系的にアプローチしていくことが必要です。

いじめの要因の一つでもある虐待や貧困等の様々な家庭環境に対し、その家庭に対する支援は既に行政で行っているものもありますが、それらの行政機関と学校や地域が効果的に連携していくことができれば、いじめの未然防止につながっていくことが期待できるので、いじめ問題対策連絡協議会に参画する関係機関とより一層協力し、情報を共有できる体制を作ることが必要です。

3 ネットいじめについて

ネットいじめは、本質的には誹謗中傷や悪口、仲間はずれにするという行為であり、暴力やからかいといった他のいじめと大きく違うものではありません。

しかし、非公開のグループの中で行われ外部から発見することが難しいこと、あっという間に他地域、他市町村のグループと結びつくことができ、広がりが大きく指導が難しいこと、早く対応しなければ写真等のデータが不特定多数の者に拡散してしまい手が打てなくなること等の特徴があります。

また、無料通話アプリが関係しているネットいじめについては、グループ内で、1人だけを他のメンバー全員で攻撃することができたり、1人だけをグループから外して仲間はずれにしたりすることができるなどの特徴があります。

さらに、顔が見えない状況での短文でのやりとりや隠語等の独特な言葉遣いやルール等が、お互いの誤解や曲解につながり、いじめを受ける子ども達の被害を大きくすることにつながっています。

ネット上のコミュニケーションには、即時性があるということと、文章だけで行われることの2つの特徴があります。即時性があることにより、すぐに返事が戻ってこないとそれを待てない人を作り出し、寂しさへの耐性を非常に弱める問題があります。また、コミュニケーションは表情やニュアンス、動作等の複数の要素を複合することにより深みのあるものにできますが、ネット上のコミュニケーションはそのような要素が欠損していて、奥行きのない非常にいびつなものとなるものもあり、それらが本質的に深い問題となっています。

これらの問題に加えて、昨今では他人になりすまして書き込みをする「なりすまし」と呼ばれるトラブルも発生するなど、ネットいじめは日に日に巧妙化している現状もあります。

一方で、ネットへの書き込みは、単純なコミュニケーションの行き違いなど、ちょっとしたきっかけで行うことが多く、何で自分がいじめたと言われるのかと、書き込んだ者が疑問をもつことがあり、加害者意識はほとんど無い場合もあります。

そのため、ネットいじめの問題については、顔と顔を合わせてのコミュニケーションが大切であるということを、子ども達に教えていくことが基本です。

しかしながら、子ども達、特に高校生は最早、スマートフォンを持たない世代ではありませんので、使い方をしっかりと指導していくことも必要となります。その上で、実際に発生するトラブルについて、いかに早期に発見し対応するか、また、そのトラブルがいじめにつながる、又はそれはいじめであるということをしつかり伝えるということが大切です。

併せて、保護者や学校側も、今の子ども達の世代とは異なり、これらの特徴や問題を詳しく知らないことがあるので、ネットに潜む危険性等について、子ども達と一緒に勉強していくことが大切です。

子ども達にネットの使用方法を教える際には、単にその使用を制限しようとする、それがきっかけで子ども達との関係が壊れてしまうことがあります。そこで、ネットの使用方法等を周りの大人と一緒に考えていけるような、発信力のある企画があれば、大人同士が繋がりながら子ども達に関わっていけるものと思われま

4 学校及び教育委員会が行うべきことについて

(1) 学校が行うべきこと

ア 県立学校は、学校の校風や特徴を地域に対して積極的に伝えていくなどして、地域との関わりを密接にしていく努力が必要です。

例えば、「本校はいじめを許しません」という目標を掲げることにより、それが生徒の安全・安心感を向上させ、結果としてその学校の学力の向上や、子ども達の良好な友人関係の構築につながることも考えられます。

イ 不登校の子ども達の中には、それが緊急避難的な行為である場合もあるので、全ての事案を単にネガティブなものとしてとらえるのではなく、いじめが原因と疑われる場合には、不登校の状況の子どもが持つ色々な課題や背景を聞いていくという姿勢が必要です。

ウ 学校が指導するときには、どうしても上から目線になりがちです。また、子どもは学年が上がるにつれ、いじめに遭っていてもなかなか話をしてくれなくなりますが、誰にも話をしない子どもほど深みにはまってしまいう傾向がありますので、何でも話ができる雰囲気や学校に作っていくことが大切です。

ただ単に「いじめはダメだ」というだけではなく、いじめについて風通しよく何でも話ができるようにして、いじめを受けている子ども達は早期にいじめから解放され、いじめを行う子ども達は学校からの適切な指導により、共に救われていく環境を作ることが必要です。

子ども達や教職員を含めた、良好な学校環境を作っていくことが、風通しをよくすることとなり、いじめ防止の根本となります。

(2) 教育委員会が行うべきこと

ア 「いじめの未然防止」を、教育委員会の最優先課題として取り組む覚悟が必要です。

イ 家庭（保護者）や地域に期待するだけではなく、どうすれば学校と家庭・地域が効果的に連携できるのか、新たな施策を作るくらいの気持ちで検討する必要があります。

例えば、ドイツの一部地域では、新年度が開始する9月当初に、35時間連続で「いじめを許さない」というカリキュラムを実施するなどし、地域や家庭を巻き込んだ活動を展開することにより、いじめの防止に実際に効果を上げています。

ウ スクールカウンセラーの活用にはまだ拡大の余地があり、単に相談といった臨床ケースに対応するだけではなく、日常的に子ども達や先生の中に入っていけるよう、職域を拡大していくことを検討する必要があります。

また、事件が発生した際にスムーズに連携できるよう、日頃から教職員と定期的に打ち合わせ等を行うなどしてお互いの交流を深め、両者の距離を縮めておくことが大切です。

スクールカウンセラーが、子どもと子どもの関係や子どもと教師の関係等に接する機会を増やし、子ども達と日常的に接することにより、何でも相談しやすい環境を作ることが出来れば、いじめの未然防止に寄与するものと考えます。

エ 教育委員会から地域や家庭、子ども達へ指導・啓発するだけではなく、地域や子ども達が主導する活動を支えていく発想が大切です。PTAが主体となったネットいじめ対策の講演会や、神奈川県が実施する「高校生による情報議会」などは、正に地域や子ども達が主導する活動であり、非常に有益な取り組みです。

例えば、兵庫県の県立高校では、生徒会が取決めをして、スマートフォン等の使用は夜9時までとし、夜9時以降就寝までの10分間についてはメールの確認はして良いけれど返事は翌朝学校ですするという、大人には発想できないようなルールを作っているところもあります。

また、兵庫県の猪名川町では、平成25年から中高生自身がスマートフォンの使い方を考える取組みを町全体で支援しており、平成26年1月には「猪名川スマホサミット」を開催しています。

この場では、見知らぬ人と容易につながったり、個人情報が出たりする危険性をどう避けるか等の議題について中高生約20名で話し合い、最後に、個

人情報を書き込まない、アプリなどのダウンロードは立ち止まって考える等の内容からなる、「スマホサミット宣言」を発表したという事例もあります。

オ いじめについては、根本的にはコミュニケーションの問題で、一番大切なことは顔と顔とのつながりになります。まずはこの点をしっかりと子ども達に伝えていくことが大切です。

一方で、スマートフォン等については非常に便利なものでもあり、所有する流れを止めることはできないと考えられるので、ネット上での言葉のやりとり等の特性や使用上のルールの理解を深めるなど、その使用方法について、子ども達に粘り強く指導していくことが必要です。

神奈川県においては、全ての県立学校で携帯電話会社の企業協力により携帯電話教室を実施していますが、今後も引続き、このような取組を継続していくことが求められます。

カ スマートフォンのアプリでは、自分の情報の開示について、自分で防御しなければなりません。個人情報が周りに漏れないことを原則として、自分が個人情報を伝えてもよいと判断した人には伝えることができるよう、初期設定を変えてもらうことなどを、教育や子ども達を守る立場として、教育委員会から、携帯電話会社や国へ働きかけていくことを検討することも必要です。

キ ネットの問題は非常に深いものがあり、コミュニケーションの取り方等について学び、機器を上手に使えるようになるまでは、子ども達にはその使用を制限することを検討することも必要かもしれません。

その際には、特定の子どもにだけ使用を制限すると、その家庭の中でまた新たなトラブルを生むことにつながりかねませんので、全体的に使用を制限し、社会を変えていくという方向で検討をすべきです。

ク 教育委員会から発する情報の中に、いじめられている子どもに対するメッセージを入れることで、その子どもの声を、SOSを受け止めることができるかもしれません。例えばネット上で、いじめを受けているときにはどうしたらよいかということや、対処方法にはどのようなものがあるかということ、受けているいじめは法律に反する行為であるということなどを伝えていくことを検討してみてもよいかと思います。

5 まとめ

いじめをどのように理解し、対応するかについては、既に様々な議論がなされ、学校にも広く浸透していることから、今後必要となるのは、いかにして学校をいじめが起き難い体質にしていくか、いじめの無い学校や学級を作っていくかとい

うことであり、「いじめは許さない」という学校の校風や文化を、いかに早期に作っていけるかということが大きなテーマとなります。

学校は様々な教育を実施せねばならず、優先順位をどこにおくかを考えなければなりません。今、実際に起きていることとして、弱い子ども達が無理をして笑顔を作りながら通っている状況が、学校に現に存在していることを考えれば、いじめを未然に防止することが最も大切であり、この問題に最優先で取り組む強い決意をもって、家庭や地域社会と共に、いじめの根絶に向けて本気で取り組むことが必要です。

いじめを行う側の言葉遣いの乱れ等の言語環境や文化、生徒指導でいうところの荒れは、いじめを行う側の子ども達にとっては日常生活に溶け込んでいるものですが、正にこの点がいじめの温床となっています。

そこで、教育内容の中にまで踏み込んで、コミュニケーションの取り方やこの荒れの解消等の基本的な事項を徹底することも必要であると考えます。

いじめの未然防止や発見は、学校や保護者、地域が、子ども達のどのような小さな変化も見逃さないようにすることが大切です。そのためには、日頃からいつも子ども達を見ていなければなりませんので、大人がいかに子ども達に関心を持っているかということにつきます。

学校現場では、日々、いじめなどの様々な課題に対し、教職員が果敢に取り組み、それらの問題を通じて教育が充実していくことを体験しています。

こうした体験や情報を学校や教育委員会全体で共有することにより、いじめへの対処やいじめの早期発見及び未然防止のための対策が充実し、多くの教職員がより適切に対応することができるようになります。

また、この情報が家庭や地域に還元されれば、いじめの未然防止や早期発見に寄与することは間違いありませんので、学校と家庭・地域がそれぞれの立場から、協力して子ども達を見守ることが大切です。

本会では引き続き諮問事項について更に検討を進めていきますが、今後は教育委員会が行う取組についての検討を中心に行い、その結果を第1期本会報告書として提出することとします。